

提案提出元	株式会社 NTT ドコモ
-------	--------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	別紙1参照	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
		別紙1参照
3. その他 (留意事項や情報提供など)	特になし。	

周波数オークションを導入する際に検討すべき論点について

【追加論点について】

○ オークション後に想定していない有害な干渉が発生した場合の対処

懇談会では、第4世代携帯電話システム以降の周波数オークションの導入が検討されているところであるが、たとえば、第4世代携帯電話システムへの割り当て周波数として、3～4GHz帯が想定されている。これらの帯域については、現在、固定衛星システムなどの既存免許人やサービス利用者が存在する。既存免許人が存在する帯域を周波数オークションの対象とする場合、事前に、既存業務との干渉回避のための検討が充分に行われるものと想定されるが、仮に、オークション実施後に、事前に想定していない干渉問題(国内での干渉問題のほか、近隣諸国との干渉問題の可能性も想定される)が発生した場合、国としてどのような対策を講じるのかについても検討しておく必要がある。

【論点4 対象範囲について】

○ 周波数オークションの対象について

安定的にシステムを運用するためには、隣接帯域との間で有害な干渉が生じないように、事前に技術的な検証を行なうことが必要である。したがって、オークション対象の周波数帯域で運用するシステム、技術の範囲について、ある程度の仮定をおいて事前の技術的検討を行うことになるはずである。このことは、周波数オークションの対象となるシステムの対象が、事前にある程度の範囲で決められるということの意味する。一方で、ICT分野については技術進化のスピードが極めて速いため、免許期間中に、より周波数利用効率の高いシステム、技術が新規開発・実用化される可能性が高い。このような場合、周波数の有効利用を促進するためには、運用者は積極的に新たな技術、システムに置き換えていくべきと考える。オークション時の対象システムの範囲の決め方や、隣接業務への影響を踏まえたうえで、技術の将来拡張の仕方についての検討をしておく必要がある。

○ 再免許時の周波数オークションについて

再免許時にオークションを実施すると、これまで提供していたサービスを中断せざるを得ない状況が発生する可能性がある。あるいは、複数の周波数帯域がオークションにかけられる場合は、事業を継続するための周波数帯域を変更せざるを得ない場合も考えられる。これらの場合、利用者の立場からは、突然サービスが停止

され、利用できなくなることや、端末設備の変更を余儀なくされることが想定される。再免許時の周波数オークション実施については、既存利用者に不利益とならないような配慮が必要である。

【論点5 制度設計について】

○ 事前情報の共有について

周波数オークションを導入する場合、落札希望者は、対象となる周波数帯域の経済的な価値を事前に分析しておく必要がある。一般的には、周波数帯域の経済的価値は、当該帯域の伝搬特性から勘案されることが多いと考えられるが、実際には、伝搬特性だけではなく、隣接業務との関係性や、周波数帯域のグローバル性など、オークション時の個別の条件によっても経済的な価値は変動すると考えられる。したがって、周波数オークション導入にあたっては、事前の公平な情報共有が必要不可欠となる。いかにして事前に国民に公平に情報を共有するのか、事前検討のために、情報公開からオークション開始まで、どの程度の期間を設けるのが適切なのか、具体的にどのような情報を共有すべきなのか、等々の検討が必要である。

○ 周波数オークション導入によるメリット、デメリットを十分に勘案した議論が必要である

一般的に、周波数オークションを導入した場合のメリットとして、国庫収入が増加することが挙げられることがある。これは落札額が高騰すればするほど国庫が潤うということの意味するが、一方で、免許人の負担が増加するという意味している。免許人の負担が増加すれば、結果として、利用者への負担が増加すること、安定した品質確保や事業継続が困難になること、サービス高度化に遅れが生じること、等へつながることとなる。国の収入増ということと、国民の重要なライフラインの1つである通信サービスの安定的な提供に影響を与える可能性との得失について十分な検討をし、国民にとって適切な制度となるようご議論いただきたい。

以上